

川崎市公共のみどり認定基準

(目的)

第1条 川崎市みどりの事業所の推進に関する実施要領（以下「要領」という。）第6条の規定により、事業所の緑化地を公共のみどりとして認定するにあたり、その認定基準（以下「基準」という。）を次のとおり定める。

(用語)

第2条 この基準で使用する用語の意義は、要領で使用する用語の例による。

(基準)

第3条 要領第2条第2項各号における基準は、次によるものとし、指針の基準（以下「指針」という。）を準用する。

- (1) 第1号における道路、鉄道、河川、運河などに接する緑化地については、次のとおりとする。
 - (イ) 道路、鉄道、河川、運河などの敷地との境界から幅員1 m以上ある緑化地とし、10 mまでの範囲を公共のみどりの面積として計上することができる。
 - (ロ) 道路に接していて、幅員が1 m以上ある緑化地については、接道部緑化として取り扱い、指針を準用し、緑化地面積の1.5倍を公共のみどりの面積として計上することができる。
 - (ハ) 万代堀に囲まれた緑化地は原則対象としないが、樹高が万代堀の高さの2倍以上となっている樹木が一団の緑を形成していると認められる場合においては、万代堀上の樹木（目視可能な樹木）の高さ×延長を公共のみどりの面積として計上することができる。
- (2) 第2号における大景木については、高さ6 m以上で目通周0.4 m以上、葉張2.5 m以上の高木とし、高さを直径とした円の面積を公共のみどりの面積として計上することができる。
- (3) 第3号における市長が認めるものとしては、次のとおりとする。
 - (イ) 生け垣植栽 接道部に生け垣（高さ1.5 m以上）を行った場合は、高さ×延長の面積を公共のみどりの面積として計上することができる。
 - (ロ) 壁面緑化 建築物の壁面や擁壁につる植物等で緑化を行った場合、次の条件を満たすことにより、壁面の高さ×延長の面積を公共のみどりの面積として計上することができる。ただし、高さについては、4.0 mを超えてカウントすることはできないものとする。
 - ・ 敷地外から目視可能な部分であること
 - ・ 植栽地の幅員は0.3 m以上確保してあること
 - ・ 植物による被覆が可能な材質、構造であること
 - (ハ) 池などの水辺地 水辺地の面積を公共のみどりの面積として計上することができる。

(委任)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な基準については、建設緑政局長が定める。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成17年8月22日から施行する。

この基準は、平成22年4月1日から施行する。